

鳥取県スポーツ推進計画

～すべての県民が豊かなスポーツ文化を享受できる鳥取県を目指して～

【概要版】



平成26年3月

鳥取県教育委員会

鳥取県スポーツ推進計画

鳥取県は、スポーツ基本法の目指す方向性や国のスポーツ基本計画を踏まえ、鳥取県スポーツ推進計画として、本県の実情に即したスポーツの推進に関する計画を策定しました。

目指す姿

すべての県民が豊かなスポーツ文化を享受できる鳥取県

様々な年代の人々が年齢や性別、障がい等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツに参加することができる環境を整備し、心豊かな生活を営むことができる社会

計画の特徴

- 「障がい等を問わず誰もが適性等に応じてスポーツに参加する」という視点を踏まえて5つの基本方針を定めています。
- 県民一人ひとりの自主的、積極的なスポーツ活動への参加を促す計画です。
- 各市町村において地域の実情に合ったスポーツ推進計画を立案する際に参考となる計画です。



計画の期間

平成26年度～平成35年度

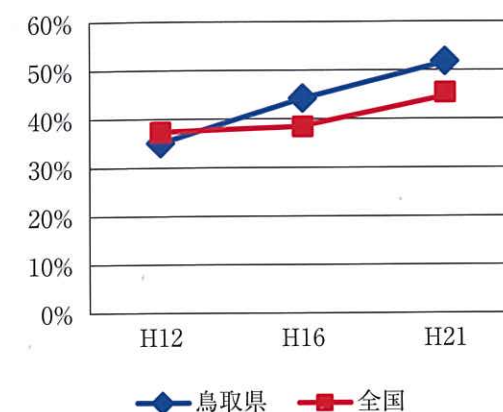
※今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示しています。

計画の推進

- 毎年度、アクションプランを策定して具体的な取組を進めます。
- 鳥取県スポーツ審議会に進捗状況を確認します。
- 各市町村においては、本計画や国の計画を参考にし、計画的にスポーツ推進に努めることが求められています。



鳥取県における成人の運動・スポーツ実施率の推移



5つの基本方針

1 ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進



2 学校体育と運動機会の充実による子どもの運動・スポーツの基礎づくり

3 地域におけるスポーツ人材の育成とスポーツ環境の充実

4 競技力の向上に向けた人材養成やスポーツ環境の総合的な整備

5 スポーツ推進に向けた各組織の連携と一体的・総合的な取組の充実

主な数値目標



幼児期の運動

・1日合計60分を目安に、楽しく体を動かす機会(様々な運動遊びやお手伝い等の合計)を確保

スポーツ実施率

・成人の週1回以上の実施率 65%
・成人の週3回以上の実施率 30%

児童生徒の運動実施(具体的施策に記述)

・週3日以上、1日60分以上の運動実施を推奨

国体成績目標

・入賞競技数 20 入賞種目数 50
・優勝種目数 10 入賞者延べ人数 120人

全国障害者スポーツ大会メダル獲得率

・鳥取県参加種目数に対するメダル獲得数の割合 60%以上

基本方針 1

ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進

生涯にわたって豊かに生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、心身の健康の保持・増進を図り、健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、ライフステージに応じた運動・スポーツ活動を推進します。

施策 1 幼児期における運動・スポーツの基礎づくり

【具体的取組】

- 体を動かす遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣の定着
- 幼児教育・保育に関わる職員への啓発、指導力の向上
- 障がいのある子どもに対する運動機会の提供への支援



施策 2 児童生徒における運動・スポーツの基礎づくり

【具体的取組】

- 運動・スポーツ活動を行う機関や団体、保護者等への啓発
- 様々なスポーツや運動に親しむ機会の充実に対する支援
- 運動習慣の定着
- 障がいのある子どもに対する運動機会の提供への支援



施策 3 成年期からの運動・スポーツ活動の充実

【具体的取組】

- ライフステージに応じたスポーツ活動実態の把握と活用
- 日常生活における運動・健康維持への取組の普及・啓発
- 職場における運動実施の推奨
- 県民スポーツ・レクリエーション祭の充実
- 関西ワールドマスターズゲームズ2021と連携した取組の推進
- 高齢者のスポーツ活動機会の充実
- 地域の住民が主体的に運動に参加できる取組への支援
- 誰もが取り組みやすいスポーツ機会の充実
- スポーツ観戦等、みるスポーツ活動への取組の充実
- スポーツボランティア等、支えるスポーツ活動の充実



基本方針 2

学校体育と運動機会の充実による子どもの運動・スポーツの基礎づくり

- 学校体育を充実し、生涯にわたって運動に親しむ資質と能力、体力を養います。
- 子どもの運動部活動やスポーツ機会を充実することにより、子どもの体力の一層の向上を図るとともに、実践的な思考力の育成など人格の形成につなげ、次代を担う人材を育成します。

施策 1 運動する喜びが味わえる学校体育の充実

【具体的取組】

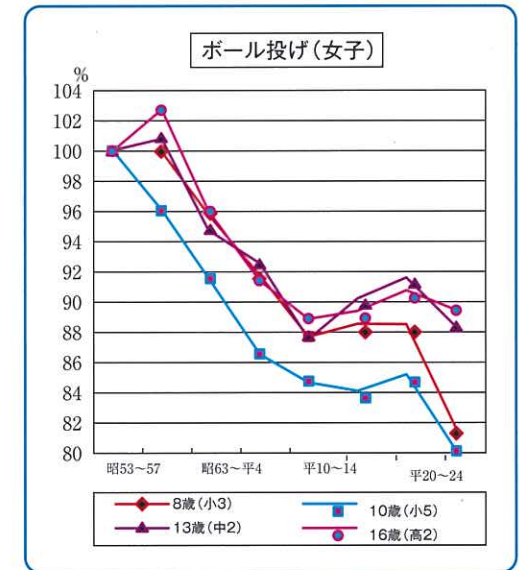
- 新学習指導要領の趣旨を踏まえた体育学習の実践
- カリキュラムの工夫改善
- 教員の指導力向上



施策 2 運動機会の充実による児童生徒の体力向上の取組への支援

【具体的取組】

- 体力テストの結果分析と活用
- 自校の課題を踏まえた体力向上の計画的、継続的な取組の推進
- 体育的活動の充実
- 特別支援学校における体力向上の推進
- 安全で楽しく運動に親しめる環境づくり
- 地域との連携支援
- 保護者への啓発



<鳥取県体力・運動能力調査より>



施策 3 小学生のスポーツ活動や中学校、高等学校及び特別支援学校の運動部活動の適切な指導と活性化

【具体的取組】

- 適正な指導の推進
- 指導者の指導力向上
- スポーツ少年団、スポーツクラブや運動部活動の運営の改善・充実
- 地域人材の活用促進

基本方針3

地域におけるスポーツ人材の育成とスポーツ環境の充実

- 地域におけるスポーツ活動の中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与するという地域スポーツと競技スポーツの好循環を創出します。
- スポーツを通じた人と人、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に貢献するため、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備します。



施策1

地域スポーツのニーズに応えるスポーツ指導者の育成

【具体的取組】

- 多様化する地域スポーツのニーズに対応した人材の育成
- スポーツ指導者の活用促進
- 障がい者スポーツ指導員の養成と活用
- スポーツ推進委員の資質向上
- トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働

施策2

スポーツ関係団体等の体制整備と体育施設の整備及び機能の充実

【具体的取組】

- 広域スポーツセンターの機能の充実
- 既存施設の共同利用・活用の促進
- 総合型地域スポーツクラブ等の育成支援
- 公共スポーツ施設の整備・充実



施策3

誰もが身近にスポーツに触れる機会の提供

【具体的取組】

- スポーツ実施の充実と裾野の拡大
- 「みるスポーツ」の推進と充実
- スポーツボランティア活動の推奨
- スポーツ交流の推進と充実
- スポーツ情報を提供するシステムの整備と充実



基本方針4

競技力の向上に向けた人材養成やスポーツ環境の総合的な整備

- 国際競技大会や全国大会等における鳥取県選手の活躍は、県民のスポーツへの関心を高めるばかりでなく、郷土への誇りや一体感を生み出し、本県の活性化につながります。
- 体系的な指導体制の充実と質の高い指導者の養成、競技力を支える組織の充実と環境の整備を進め、トップアスリートの育成を支援します。

施策1

ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制の充実

【具体的取組】

- 発達段階に応じたジュニア期の一貫指導体制の充実
- 成年スポーツ強化体制の確立
- 競技者育成プログラムによる計画的な取組の実施
- ジュニア競技者の発掘・育成
- 各種全国大会への派遣補助
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした取組の創設、実施

施策2

スポーツ指導者の育成と資質向上

【具体的取組】

- 指導者の育成支援
- 指導者間の連携強化
- 有資格者の養成・確保
- 指導者の確保、適正配置
- 障がい者スポーツ指導者の育成

施策3

競技力向上の推進体制及び連携の強化

【具体的取組】

- 県と県体育協会及び加盟競技団体との連携強化
- 競技団体の選手強化体制の確立
- 県障がい者スポーツ協会との連携強化

施策4

競技力向上を支える環境整備

【具体的取組】

- スポーツ医・科学の効果的活用
- アンチドーピング教育の充実
- 競技力向上の拠点施設の整備
- 競技スポーツへの県民意識の高揚

施策5

各種全国大会の円滑な開催に向けた支援

【具体的取組】

- 関係機関との連携強化
- 県内開催への県民意識の高揚
- 施設等の充実、役員の養成



基本方針5

スポーツ推進に向けた各組織の連携と 一体的・総合的な取組の充実

する人、みる人、支える人など、様々な観点から県民のスポーツに対するニーズに応じて、スポーツ関係団体間の連携を深める取組を進め、一体的かつ総合的にスポーツの推進を図る施策を展開します。

施策 1

スポーツに関わる組織及び 団体間の連携強化

【具体的取組】

- 知事部局と県教育委員会との連携
- 県と県体育協会、県レクリエーション協会、
県障がい者スポーツ協会等の
各スポーツ関係団体との連携
- 県と各市町村との連携
- 県と大学や企業との連携

施策 2

一体的・総合的かつ効果的な スポーツ施策の推進

【具体的取組】

- 全県的なスポーツイベントにおける
各スポーツ関係団体の連携
- プロスポーツをはじめとした
トップ選手との連携
- スポーツツーリズムの推進
- 国際スポーツ交流の推進

○ スポーツ基本法(平成23年法律第78号)

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあつては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

鳥取県教育委員会スポーツ健康教育課

平成26年4月から鳥取県文化観光スポーツ局スポーツ課が鳥取県スポーツ推進計画の担当となります。スポーツ課のホームページに、本計画に関する詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧ください。
<http://www.pref.tottori.lg.jp/sports/>